

南島史学会誌『南島史学』掲載原稿に関する査読規定

一、目的

南島史学会は、学会誌『南島史学』に掲載される「論文」、「研究ノート」が学術研究にふさわしい高度な水準を保ちうるよう査読の制度をおく。本制度の運営については、編集委員会が責任を負うものとする。

二、査読者

編集委員会は、投稿された「論文」、「研究ノート」一編につき原則として二名以上の査読者を選定し査読を依頼する。編集委員会は査読者名を公開しない。

三、査読方法

(一) 査読者は査読対象の「論文」、「研究ノート」に対して、以下の項目を念頭において可、不可の評価を行う。

内容

- (ア) 南島研究としての主題の妥当性
- (イ) 南島研究への寄与度
- (ウ) 議論の展開の適切さ
- (エ) 内容の正確さ
- (オ) 資料および文献の取り扱いの適切さ

表現・形式

- (ア) 表題の適切さ
- (イ) 文章の表現力・読みやすさ
- (ウ) 章・節など全体構成の適切さ
- (エ) 図表の作成・説明の適切さ
- (オ) 参照文献の妥当性・引用の仕方の適切さ

(二) 査読者は前項の項目に基づいて総合的に判断し、次の四投階の判定を行う。

- (ア) 掲載可（このまま掲載が可能）
- (イ) 修正条件付きで掲載可（技術的で微細な訂正のみ必要。再査読不要）

- (ウ) 修正後要再査読（ある程度以上の書き直しが必要。再査読必要。）
- (エ) 掲載不可ないしは投稿区分の変更
- (三) 査読者は、総合評価および判定について、編集委員会に対して意見を述べなければならない。
- (四) 編集委員会は、査読結果を投稿者に通知する。

五、掲載原稿の決定

- (一) 編集委員会は、査読者による査読結果を十分に斟酌して、掲載原稿を決定しなければならない。
- (二) 掲載原稿の決定は、編集委員の過半数の賛成によって行う。

六、規定の改正

本規定の改正は、南島史学会総会において、出席者の過半数の賛成をもって承認されたときに成立し、可否同数のときは議長の決するところによる。

附則

この規定は二〇十三年六月一日より施行する。